

委託業務特記仕様書（舗装修繕業務）

（目的及び業務内容）

第1条 本業務は、那賀郡那賀町内の県管理道路の点々としている舗装修繕箇所を発注者から調査箇所の指示を受け、受注者において現地確認を行い、舗装工法の提案を行うものである。なお、緊急に舗装補修が必要な場合は、舗装工法の確認を受け作業を行うものとする。

（現場責任者）

第2条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（現場責任者届）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行なうほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を使用することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せざり自行しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事（4000万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（現場責任者に対する措置請求）

第3条 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（土木工事共通仕様書の適用）

第4条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更及び追加仕様事項）

第5条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずC O B R I Sにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 徳島県土木工事共通仕様書1-1-15 現場代理人及び主任技術者等は適用しないものとする。

3 (産業廃棄物を自ら運搬する場合等の遵守等)

受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の木知恵を遵守しなければならない。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 主たる部分は舗装工事とし、第三者に請け負わせてはならない。

(排出ガス未対策型建設機械の使用)

第8条 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じなければならない建設機械（以下「未対策建設機械」という。）を使用することができる。

未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として設計変更を行うものとする。

(交通誘導警備員)

第9条 本業務においては、交通整理の必要日数として5日、配置人員として交通誘導警備員Aを合計2名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員Bを合計8名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

- 2 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

(事故報告書)

第10条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被害者の救助を優先するとともに、二次災害を防止するための必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに通報し、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

- 2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式-1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

(その他)

第11条 履行完了時に工事実績において、精算を行うこととする。

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。